

原規規発第 19041911 号
平成 31 年 4 月 19 日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所長 殿

原子力規制庁原子力規制部検査グループ
安全規制管理官（実用炉監視担当）
古金谷 敏之

「平成 31 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について」の
一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づく平成 31 年度保安検査について、原子力規制委員会は別紙のとおり一部改定することといたしました。
つきましては、別紙の内容についてお知らせいたします。

制定 平成31年4月1日 原規規発第19040110号 原子力規制委員会決定
改正 平成31年4月19日 原規規発第19041911号 原子力規制委員会決定

平成31年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について（原規規発第19040110号）の一部を次のとおり改正する。

平成31年4月19日

原子力規制委員会

平成31年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）についての一部改正について

平成31年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について（原規規発第19040110号）の一部を、別添の新旧対照表のように改正する。

(別添)

平成31年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="696 395 1104 539">原規規発第 19040110 号 平成 31 年 4 月 1 日 <u>一部改正 原規規発第 19041911 号</u> <u>平成 31 年 4 月 19 日</u></p> <p data-bbox="192 582 976 614">平成 31 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について</p> <p data-bbox="741 732 969 764">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="159 882 1081 1099">原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成 31 年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。</p>	<p data-bbox="1809 395 2078 464">原規規発第 19040110 号 平成 31 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="1167 582 1951 614">平成 31 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について</p> <p data-bbox="1715 732 1944 764">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="1133 882 2056 1099">原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成 31 年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。</p>

改正後	改正前
<p>(別添) 北海道電力株式会社 泊発電所 ～ (別添) 東北電力株式会社 女川原子力発電所 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 検査実施場所 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所及び本社</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期：4月～6月 (このうちの10週間程度) (2) 第2四半期：7月～9月 (このうちの10週間程度) (3) 第3四半期：10月～12月 (このうちの10週間程度) (4) 第4四半期：1月～3月 (このうちの10週間程度)</p> <p>3. 検査担当職員 福島第二原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。 (1) 基本検査で実施する保安検査の内容 (略) (2) 追加検査で実施する保安検査の内容 ・ <u>予防処置活動の不備に係る改善措置状況</u></p> <p style="text-align: right;">(別添)</p>	<p>(別添) 北海道電力株式会社 泊発電所 ～ (別添) 東北電力株式会社 女川原子力発電所 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 検査実施場所 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所及び本社</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期：4月～6月 (このうちの10週間程度) (2) 第2四半期：7月～9月 (このうちの10週間程度) (3) 第3四半期：10月～12月 (このうちの10週間程度) (4) 第4四半期：1月～3月 (このうちの10週間程度)</p> <p>3. 検査担当職員 福島第二原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。 (1) 基本検査で実施する保安検査の内容 (略) (2) 追加検査で実施する保安検査の内容 <u>該当なし</u></p> <p style="text-align: right;">(別添)</p>
<p>(別添) 北海道電力株式会社 泊発電所 ～ (別添) 東北電力株式会社 女川原子力発電所 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 検査実施場所 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所及び本社</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期：4月～6月 (このうちの10週間程度) (2) 第2四半期：7月～9月 (このうちの10週間程度) (3) 第3四半期：10月～12月 (このうちの10週間程度)</p>	<p>(別添) 北海道電力株式会社 泊発電所 ～ (別添) 東北電力株式会社 女川原子力発電所 (略)</p> <p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1. 検査実施場所 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所及び本社</p> <p>2. 検査実施時期 (1) 第1四半期：4月～6月 (このうちの10週間程度) (2) 第2四半期：7月～9月 (このうちの10週間程度) (3) 第3四半期：10月～12月 (このうちの10週間程度)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 第4四半期：1月～3月（このうちの10週間程度）</p> <p>3. 検査担当職員 柏崎刈羽原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。</p> <p>(1) 基本検査で実施する保安検査の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 追加検査で実施する保安検査の内容 ・ <u>予防処置活動の不備に係る改善措置状況</u></p> <p>(別添) 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 ～ (別添) 日本原子力発電株式会社 東海発電所 (略)</p>	<p>(4) 第4四半期：1月～3月（このうちの10週間程度）</p> <p>3. 検査担当職員 柏崎刈羽原子力規制事務所職員 他</p> <p>4. 検査項目 平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。</p> <p>(1) 基本検査で実施する保安検査の内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 追加検査で実施する保安検査の内容 <u>該当なし</u></p> <p>(別添) 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 ～ (別添) 日本原子力発電株式会社 東海発電所 (略)</p>

原規規発第 19040110 号
平成 3 1 年 4 月 1 日
一部改正 原規規発第 19041911 号
平成 3 1 年 4 月 1 9 日

平成 3 1 年度保安検査（保安規定の遵守状況の検査）について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 5 項の規定に基づき、発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況の検査（平成 3 1 年度保安検査）について、別添のとおり実施することとする。

1. 検査実施場所

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所及び本社

2. 検査実施時期

- (1) 第1四半期：4月～6月（このうちの10週間程度）
- (2) 第2四半期：7月～9月（このうちの10週間程度）
- (3) 第3四半期：10月～12月（このうちの10週間程度）
- (4) 第4四半期：1月～3月（このうちの10週間程度）

3. 検査担当職員

柏崎刈羽原子力規制事務所職員
他

4. 検査項目

平成31年度保安検査において実施する検査項目については、以下に掲げる項目とする。なお、以下の項目に限らず、必要に応じて項目を選定し検査を実施する。

(1) 基本検査で実施する保安検査の内容

① 運転管理の実施状況

- ・サーベイランス試験
- ・設備の系統構成
- ・オペラビリティ判断
- ・運転員能力
- ・火災防護
- ・内部溢水防護
- ・自然災害防護
- ・地震防護
- ・津波防護

② 保守管理の実施状況

- ・ヒートシンク性能
- ・設計管理
- ・保全の有効性評価
- ・作業管理
- ・定期事業者検査

- ③品質保証活動の実施状況
 - ・品質マネジメントシステムの運用
 - ・パフォーマンス指標の検証

 - ④燃料管理の実施状況
 - ・燃料体管理(運搬・貯蔵)

 - ⑤放射廃棄物管理の実施状況
 - ・放射性固体廃棄物の管理
 - ・放射性気体・液体廃棄物の管理

 - ⑥放射線管理の実施状況
 - ・放射線被ばく管理
 - ・放射線被ばく評価及び個人モニタリング
 - ・放射線被ばく ALARA 活動
 - ・空中放射性物質濃度の管理と低減
 - ・放射線監視プログラム
 - ・放射線モニタリング設備

 - ⑦非常時の措置の実施状況
 - ・緊急時対応組織の維持
 - ・緊急時対応の準備と保全
- (2) 追加検査で実施する保安検査の内容
- ・予防処置活動の不備に係る改善措置状況